

情報提供

那医発第 434 号
令和 5 年 10 月 30 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

冲医発第号 1109号 F
令和 5年10月25日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波 淳子



「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「地域支援事業交付金の交付について」の一部が改正された旨の情報提供となっております。

主な改正点として、上限額の計算式について、今年度における高齢者の伸び率を乗じる等の改正や、様式についても時点変更等所要の改正が行われております。

なお、当該通知等につきましては「日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-地域支援事業」に掲載しておりますので、ご確認の程どうぞ宜しくお願いします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

※日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-地域支援事業

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>

- 「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

(令和 5 年 10 月 12 日 日医発第 1263 号(介護))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089
miyagiti@okinawa.med.or.jp



日医発第1263号(介護)
令和5年10月12日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業交付金の交付に関する改正点につきましては、令和4年5月25日付日医発第425号(介護)文書にてご連絡申し上げたところです。今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「地域支援事業交付金の交付について」の一部が改正されましたので情報提供申し上げます。

主な改正点として、上限額の計算式について、今年度における高齢者の伸び率を乗じる等の改正や、様式についても時点変更等所要の改正が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、当該通知等につきましては、「日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-地域支援事業」に掲載することを申し添えます。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chikishien/>

記

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol. 1175

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

(令5.10.6 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域支援事業交付金の交付について」の

改正点について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1175

令和5年10月6日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3986)

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 6 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文を以下 URL に掲載し、改正点について以下のとおりまとめましたので、貴管内市町村への周知等をお願いいたします。

記

【改正後全文の掲載先（厚生労働省ウェブサイト）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

【主な改正点】

○基準額の計算式

上限額の計算式について、今年度における高齢者の伸び率を乗じる等の改正を行う。

○その他

様式について、時点変更等所要の改正を行う。

以上

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894